

## 下妻市住宅リフォーム資金補助事業

市民を対象に、お住まいの住宅のリフォーム工事に係る費用の一部を補助します。申請を希望する方は、事前申請書をご提出ください。

なお、補助予定金額が予算額を超えた場合、公開抽選により対象者を決定します。

### ◆対象となる工事の主な要件

◇令和3年4月1日以降に着工し、令和3年12月31日までに完成すること

◇市内施工業者に工事を依頼すること

◇消費税を除いた工事費が10万円以上であること

※市または下妻市商工会などで実施している他の同様の補助制度による補助を受けている工事は、この補助金の対象外です

### ◆補助額

補助率は工事費の10%、補助金の上限は10万円です。

### ◆予算額 200万円

◆事前申請受付期間 7月7日(水)～21日(水)

※先着順ではありません。期間内にご提出ください

### ◆申請方法

事前申請受付期間内に、事前申請書を市役所商工観光課窓口(千代川庁舎1階)に提出してください。

※郵送可 7月21日(水)必着

※事前申請書は市ホームページ、市役所市民ホール(本庁舎1階)および市役所商工観光課窓口(千代川庁舎1階)に用意しています

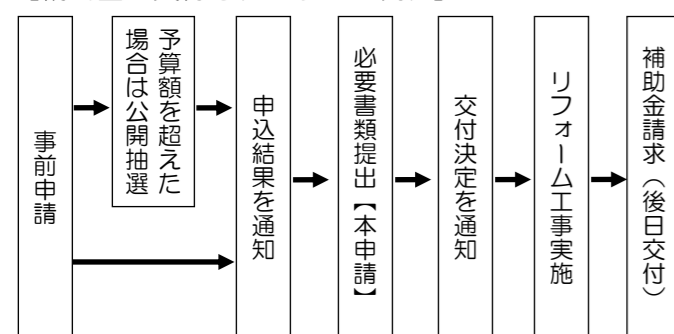
※本申請に必要な書類は、対象者の決定後にご案内します

### ◆抽選日時および場所

◇日時 7月28日(水)午後6時30分

◇場所 市役所千代川庁舎 2階 第一会議室

【補助金が交付されるまでの流れ】



問 市商工観光課 ☎45-8993 FAX 44-6004

## 「大人のための英会話教室」開催

市採用ALTを講師に楽しく英語を学びます。

### ◆日時 各全5回

7月28日(水)、8月6日(金)、11日(水)、19日(木)、25日(水)

◇English Cafe(初級者向け：自己紹介や旅行で使える英会話など)  
午前10時～11時30分

◇English Table(中級者向け：ディスカッションとフリートーク)  
午後1時30分～2時30分

◆場所 千代川公民館 レストハウスなど

◆定員 各10人

◆資料代 500円

◆講師 リード・ブレンドン(市採用ALT)  
出身地：アメリカ(ボストン)

### ◆応募方法

往復ハガキに ①住所 ②電話番号 ③氏名と年代(年齢) ④希望コース(Cafe・Tableのどちらか)を明記してください。

※申し込みが定員を超えた場合は抽選となります

◆応募先 〒304-8555 下妻市鬼怒230 教育委員会 指導課 宛

◆締切日 7月9日(金)必着

※電話受け付けは行いませんのでご了承ください

問 市指導課 ☎44-0746 FAX 43-9608

## 都市公園の安全な利用にご協力を

都市公園を安全に利用できるよう、公園内では、次の行為を許可なく行うことを禁止しています。

1. バットや硬いボールを使用すること
2. ゴールポストなどを置いて一部を占用し、試合を行うこと
3. その他、他の利用者の迷惑となる行為

※バットなどを使用する練習や試合を行う場合は、専用運動施設をご利用ください

問 市都市整備課 ☎43-8356 FAX 43-2945

## 「令和3年夏 風鈴まつり ～千古の社に涼を求めて～」開催

新型コロナウイルスの影響で落ち込んでしまった気運を高め、風鈴の音色で多くの人々が癒され楽しんでもらえるよう昨年に引き続き今年も開催します。ぜひお越しください。

### ◆期間

◇風鈴頒布(販売)期間

7月下旬まで(売り切れ時点で終了)

※この期間に各々が風鈴を大宝八幡宮で購入し、装飾したものを飾ります

◇風鈴展示期間 8月1日(日)～31日(火)

※展示期間終了後、およそ2週間以内であれば風鈴を返却します

◆会場 大宝八幡宮[大宝667]

### ◆注意事項

◇約1,000個の風鈴(願いが書ける短冊付)を展示します。

◇風鈴は誰でも購入ができます(1個200円)。先着順。

◇既に所持している自前の風鈴を展示することはできません。

◇頒布期間や展示期間は、変更になる場合があります。

問 市観光協会事務局(市商工観光課内)

☎44-8098 FAX 44-6004

※事業内容などの詳細は、大宝八幡宮(☎44-3756)にお問い合わせください

## 有害鳥捕獲実施

収穫前の梨果実を、ムクドリ・ヒヨドリ・カラスの食害から守るため、銃器による捕獲を下妻市鳥獣被害対策実施隊の協力により実施します。ご理解ご協力をお願いします。

### ◆実施日

◇7月6日(火)～8月12日(木)

毎週火・木・土・日曜(日の出～日没)

◇8月19日(木)～9月2日(木)

毎週木・土・日曜(日の出～日没)

◆対象地区 旧下妻地区全域

◇重点地区

上妻・大宝・騰波ノ江・豊加美・高道祖

※捕獲は「下妻市鳥獣被害対策実施隊」のオレンジ色のベストを着用して行います

問 市農政課 ☎44-0729 FAX 43-3239

## 7月および8月のマイナンバーカード(個人番号カード)の窓口交付日

マイナンバーカード(個人番号カード)を申請された方には、おおむね1カ月程度で「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)」(以下、交付通知書)を封書(ピンク)にて送付しています。

マイナンバーカード受け取りには、予約が必要です。インターネットまたは専用ダイヤル(☎45-8129)にて予約を取り、受け取りをお願いします。交付日は平日の時間外および休日も設けています。

7月および8月の交付日は、次のカレンダーのとおりです。

※交付および申請補助サービスの日程は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、変更が生じる場合があります

### 7月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1 ▲	2 ●	3 ×
4 ★	5 ●	6 ▲	7 ●	8 ▲	9 ●	10 ×
11 ×	12 ●	13 ▲	14 ●	15 ▲	16 ●	17 ■
18 ×	19 ●	20 ▲	21 ●	22 ×	23 ×	24 ×
25 ×	26 ●	27 ▲	28 ●	29 ▲	30 ●	31 ■

### 8月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1 ×	2 ●	3 ▲	4 ●	5 ▲	6 ●	7 ■
8 ×	9 ●	10 ▲	11 ×	12 ▲	13 ●	14 ×
15 ×	16 ●	17 ▲	18 ●	19 ▲	20 ●	21 ■
22 ×	23 ●	24 ▲	25 ●	26 ▲	27 ●	28 ×
29 ★	30 ●	31 ●				

### 【交付時間】

● = 平日日中のみ  
午前9時～正午、午後1時20分～5時

▲ = 平日時間外交付日  
上記に加え、午後5時～7時

■ = 休日交付日  
午前9時～正午、午後1時20分～5時

★ = 休日交付日・申請補助サービス  
午前9時～正午、午後1時20分～5時

※カード申請補助サービスは午前9時～11時30分まで実施します

× = カード交付・申請補助サービスは行いません

問 申 市民課 ☎43-8196 FAX 43-2933





## 傷病手当金を支給します（適用期間の延長）～国民健康保険・後期高齢者医療制度～

新型コロナウイルス感染症に感染したなどにより、働くことができなくなった国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者の方に、傷病手当金を支給します。

### ◆支給対象者

- 次の(1)から(3)のすべてに該当する方  
 (1)国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者である方  
 (2)雇用されていて給与などの支払いを受けている方  
 (3)新型コロナウイルス感染症に感染(発熱などの症状があり感染が疑われる場合も含む。)し、療養のため働くことができない方

### ◆支給額(日額)

直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3

- ※休業期間中に傷病手当金より多い給与などを受けることができる場合は、傷病手当金は支給されません
- ※傷病手当金の額より給与などの額が少ない場合は、その差額が支給されます
- ※支給額(日額)には上限があります

### ◆適用期間

令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間で、療養のため働くことができない期間(ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで)

### ◆申請方法

市役所保険年金課(本庁舎1階)窓口備付けの申請書類または市ホームページからダウンロードした申請書類により申請ください。

**問 申** 市保険年金課  
 国民健康保険  
 ☎45-8124 FAX 43-2933  
 後期高齢者医療  
 ☎43-8326 FAX 43-2933

## 麦わらは焼却しないでください

麦を刈り取った後の“わら”や“切り株”の焼却が一部の農家において行われています。市には、焼却にともなう煙や灰などを原因として「目や喉が痛い」「洗濯物に臭いや灰が付着する」などといった周辺住民からの苦情が寄せられています。麦わらは焼却せず、再利用に回すか農地にすき込んでください。ご理解ご協力をお願いします。

**問** 市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833  
 市農政課 ☎44-0724 FAX 43-3239  
 ◇火災の危険がある場合  
 下妻消防署 ☎43-1551または「119番」

## 「令和3年度介護保険負担限度額認定証」の申請を受け付けます

介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型特別養護老人ホーム)入所者およびショートステイ利用者の食費・居住費(滞在費)は原則自己負担となっておりますが、令和3年度住民税非課税世帯の方などは自己負担が軽減されます。

申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、施設入所および利用で必要となる方は申請をしてください。なお、令和2年度に認定を受けている方も申請が必要です。

◆認定期間 8月1日(日)～令和4年7月31日(日)

### ◆持参するもの

- ①負担限度額認定申請書
  - ②同意書
  - ③すべての預貯金・有価証券の口座の写し(口座番号が分かるページおよび過去2カ月程度)
  - ④個人番号(マイナンバー)が確認できる書類または写し
  - ⑤委任状(個人番号の記載があり、代理人が申請する場合のみ)
- ※③～⑤は配偶者がいる方は配偶者分も必要です

◎申請書・同意書・委任状は、市ホームページからもダウンロードできます。

◎申請は随時受け付けますが、9月以降に申請の場合は認定開始が申請月からとなります。

**問 申** 市介護保険課  
 ☎45-8122 FAX 30-0011

## 「行政書士による無料法律相談会」開催

茨城県行政書士会県西支部では、暮らしと役所の諸手続きについて、面談により相談に応じます。

◆日時 7月17日(土)午前10時～午後1時

◆場所 八千代町中央図書館 研修室  
 [八千代町大字菅谷1027]

◆相談内容  
 相続問題、農地のこと、建設業および飲食業などの営業許可、その他困りごと  
 ※行政書士には守秘義務があり、秘密は厳守します  
 ※事前予約は不要です

**問** 茨城県行政書士会 県西支部  
 ☎0280-33-3685(細井)  
 FAX 0280-33-3686

## 令和3年8月から食費・居住費(滞在費)の負担軽減の基準が変わります

介護保険負担限度額認定とは住民税非課税で、介護保険施設に入所またはショートステイを利用したときの食費・居住費(滞在費)について減額をする制度です。

令和3年8月1日から負担軽減の判定基準と軽減内容が変わりますので、ご確認ください。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金などの資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方など	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	490円(420円)	370円	820円	490円	390円【600円】
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円【1,300円】

- ※( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合です
- ※【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です
- ※配偶者は同一世帯とみなします

**問** 市介護保険課 ☎45-8122 FAX 30-0011

## 預けて安心 法務局における自筆証書遺言書保管制度

昨年7月10日から法務局(本局・支局)において「自筆証書遺言書保管制度」が始まっています。

この制度を利用して、自筆で書いた遺言書を法務局に保管することにより、大切な遺言書の紛失や改ざんなどを防止することが可能です。

詳しい手続きについては、水戸地方法務局ホームページ(<http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>)を確認するか下記にお問い合わせください。

**問 申** 水戸地方法務局 下妻支局 総務係  
 ☎43-3935 FAX 43-3936  
 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

## くらしの困りごとを何でもご相談ください

毎日の暮らしの中で生じた悩みごと(生活相談・生活設計・労働相談・消費者トラブル・セカンドライフなど)について、専任相談員からのアドバイスや専門家・専門機関の紹介を行います。相談は無料で、秘密は厳守します。

◆日時 月～土曜日 午前10時～午後5時30分  
 ※祝日を除く

**問** ライフサポートいばらき  
 ☎0120-786-184 FAX 44-6004(市商工観光課)

## 茨城いのちの電話 SNS相談

ひとりで悩まずご相談ください。茨城いのちの電話では、LINEでも相談を受け付けていますので、ご利用ください。

- ◆相談曜日・時間
  - ◇第1～第4日曜日  
午後4時～7時50分(受付 午後7時まで)
  - ◇第2火曜日  
正午～午後3時50分(受付 午後3時まで)
- 次のQRコードまたはURLから友達登録後、ご相談ください。



**HP** <https://qr-official.line.me/sid/M/250wasep.png>

**問** 社会福祉法人 茨城いのちの電話事務局  
 ☎029-852-8505(平日午前9時～午後5時)  
 FAX 43-6750(市福祉課)



## 国民健康保険被保険者証(保険証)が更新されます

「国民健康保険被保険者証(保険証)」は、毎年8月1日から新しいものになります。令和3年度の保険証は、世帯ごとに7月末までに簡易書留で郵送します。個人ごとの保険証です。届いたら必ず保険証枚数と記載内容をご確認ください。  
※国民健康保険税が未納になっている世帯には保険証は郵送されません。後日、納税相談の通知を郵送します。指定日に来庁してご相談の上、保険証を受領ください

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

## 臓器提供意思表示にご協力を



臓器移植医療に対する理解を深めてもらうため保険証の裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありませんが、少しでも多くの方のご協力をお願いします。

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

## マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります



◆10月からマイナンバーカードが医療機関や薬局にかかるときの保険証として利用できる予定です。利用するにはマイナポータルでの事前登録が必要です。

◆オンラインで健康保険の資格確認ができるようになることから、医療機関などの窓口でマイナンバーカードや健康保険証を提示すれば、限度額適用認定証などがなくても、限度額までの支払いとなります。ただし、入院時の食事代の減額はこれまでどおり窓口での申請が必要です。

◆マイナンバーカードを利用して受診できるのは、専用の機器が設置されている医療機関などに限られますので、機器が設置されていない医療機関などでは、引き続き健康保険証や限度額適用認定証などが必要となります。

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

## 国民健康保険の手続き～14日以内に届け出を～

	こんな場合は手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	下妻市に転入したとき	転入前の市区町村の転出証明書
	子どもが生まれたとき	母子手帳、保険証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめる	職場の健康保険に入ったとき	両方の保険証(職場の保険証が未交付の時は加入したことを証明するもの)
	後期高齢者医療に移るとき	保険証
	下妻市から転出するとき	
その他	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	
	市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり一緒にしたとき	身分を証明するもの(免許証など)
保険証をなくしたとき		
修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書、保険証	

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

## ジェネリック医薬品希望シール・カードをご利用ください



◆ジェネリック医薬品とは  
ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初に作られた薬(先発医薬品：新薬)の独占販売期間が終了した後に発売が許可される医療用医薬品で、新薬より安価な薬です。

◆安全性は大丈夫か  
新薬と同じ主成分のもとで開発・製造され、厚生労働省のジェネリック医薬品承認基準をクリアしている安心安全な薬です。

◆ジェネリック医薬品希望シール・カードの使い方は  
全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。治療内容によっては適さない場合もありますので、まずは医師に相談し、薬の選択や使用方法は薬剤師に相談してください。その際、希望シールを保険証や診察券、お薬手帳の余白部分に貼り付けるか、カードを提示すると希望を伝えやすくなります。

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

## 70歳未満の方の「限度額適用認定証」の申請

70歳未満の方の医療費が高額になった場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。月ごとの医療費の支払いが高額になる方は、「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

現在、「限度額適用認定証」をお持ちの方も改めて申請が必要です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、申請の手続きをしてください。8月以降の認定証は、7月9日(金)から受け付けします。

### ◆所得区分と自己負担限度額(月額)

所得区分		適用区分	3回目まで	4回目以降(※1)
住民税課税世帯	総所得金額が901万円を超える	ア	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	総所得金額が600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
	総所得金額が210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	総所得金額が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		オ	35,400円	24,600円

(※1)過去12カ月間に、同じ世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合  
◇保険外診療分および入院したときの食事代金などは、高額療養費の対象外です。  
◇「限度額適用認定証」の交付を受けていない場合でも、同月内の医療費の支払いが自己負担限度額を超えて支払いがあったとき、高額療養費として申請により後から支給を受けることができます。  
◇同一世帯で、同月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払い、それらを合算して自己負担限度額を超えた場合、申請により後から支給を受けることができます。

※国民健康保険税の納付状況や世帯の申告状況などにより、「限度額適用認定証」を交付できない場合があります

◆限度額適用認定期間 8月1日(日)(申請月の初日)～令和4年7月31日(日)

◆申請に必要なもの 保険証、窓口に来る方の本人確認できるもの(運転免許証など)

※現在、「限度額適用認定証」をお持ちの方は持参してください

※別世帯の方が申請する場合は、委任状と窓口に来る方の本人確認ができるものが必要です

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933



## 住民税非課税世帯の方の入院時食事療養費の減額

保険診療で入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として定められた標準負担額を自己負担します。住民税非課税世帯の方には、申請により食事療養費が減額になる「標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は申請をしてください。

現在、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方も改めて申請が必要です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、申請の手続きをしてください。8月以降の認定証は、7月9日(金)から受け付けします。

◆対象者 住民税非課税世帯の方

◆食事療養費標準負担額

区分		1食あたりの標準負担額	
住民税課税世帯の方		460円	
住民税非課税世帯の方	過去12カ月の入院日数	90日までの入院	210円
		90日を超える入院	160円

◆標準負担額減額認定期間 8月1日(日)(申請月の初日)～令和4年7月31日(日)

◆申請に必要なもの 保険証、窓口に来る方の本人確認できるもの(運転免許証など)

※現在、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は持参してください。「標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、過去12カ月の入院日数が90日を超えている方は、入院日数が確認できるもの(医療機関の領収書など)も持参してください

※別世帯の方が申請する場合は、委任状と窓口に来る方の本人確認できるものが必要です

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

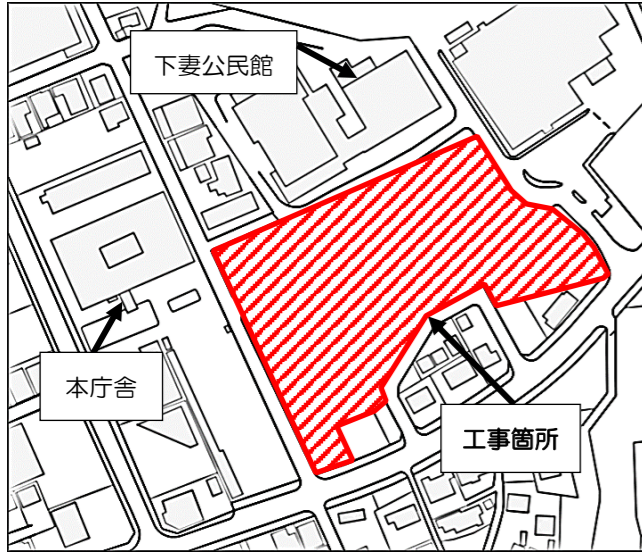




## 下妻市庁舎等整備工事にご協力を

下妻市庁舎等整備工事を実施します。万全な安全対策を講じますが、既存庁舎を使用しながら工事を実施するため、工事箇所への車両の入退場に伴う混雑や一時的な駐車場不足などが発生することが予想されます。来庁者および近隣の皆さまには大変なご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- ◆工事期間 7月～令和5年10月(予定)
- ◆工事箇所 次の図のとおり



※保健センターの解体は、令和5年5月以降を予定しています

問 市財政課 ☎43-2235 FAX 43-3214

## 未就学児の保護者さまへ ふるさと交流館「リフレこかい」で遊ぼう

多目的ホール無料開放デーを設けました。室内遊具をご用意し、お待ちしております。ぜひこの機会にご利用ください。

- ◆開催日 7月1日(木)、5日(月)、8日(木)、12日(月)、19日(月)、22日(木・祝)、26日(月)、29日(木)
- ◆開催時間 午前9時～正午
- ◆利用規則 原則、保護者1人につきお子さまは2人まで

※ご来場の際は、必ず保護者の方の同伴をお願いします。詳細は、お問い合わせください  
※当日はマスクの着用と入場時の検温にご協力ください  
※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止となる場合があります

問 ふるさと交流館「リフレこかい」  
☎30-0070 FAX 48-6311  
(休館日：水曜日)



## 「中小企業のための無料法律相談」開催

茨城県弁護士会では、中小企業のための無料法律相談「ひまわりほっと法律相談会」を実施します。

- ◆日時 7月26日(月)午後1時30分～4時30分
- ◆場所 茨城県弁護士会 下妻相談センター
- ◆申込方法 事前予約制(相談時間30分)
- ◆内容 債権回収、労使問題、契約書作成、事業継承など、中小企業の法律問題に弁護士が無料で相談
- ◆予約開始 7月1日(木)午前9時～
- ◆申込先 茨城県弁護士会 下妻相談センター ☎44-2661

問 茨城県弁護士会事務局  
☎029-221-3501 FAX 43-4214(市総務課)

## マムシにご注意を



- ◆マムシの特性
- ◇マムシは、全国的に分布し、春から秋にかけて多く見かけられます。
- ◇体長が45～60センチメートルで胴が太く、尾が短く、頭が三角形のものが多く見られます。体色は淡褐色で、背中に銭型の斑紋があるのが特徴です。
- ◇平地から山林と広く生息し、水場近くに出ることが多く、河川の周辺や田畑で見かけられます。夜行性ですが、日中に活動することもあります。
- ◇性質は臆病で、近づきすぎなければ攻撃してくることはありません。不用意に近づいた場合は咬みついてくる場合があります。

- ◆マムシを見かけたら  
マムシを発見した場合は、そっと離れてください。絶対に近づいたり、触ったりしないでください。

- ◆マムシに咬まれた場合
- 1. マムシに咬まれたら、慌てずに安静にしてください。(慌てて走ったり、激しく動くと毒が体内に早く回るので危険です。)
- 2. 消防署(119番)に通報し、救急車を呼び医療機関で手当を受けてください。

【マムシに咬まれた場合の症状】  
激しい痛み、腫れ、出血、皮下出血、発熱、悪寒、吐き気など

◎市内でも目撃情報があります。十分ご注意ください。

問 市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833

## 事業所で出たごみは集積所に出せません

会社、商店、飲食店、病院、保育園、工場などの事業所で出たごみ(紙類、弁当がら、お茶がら、缶・びん・ペットボトル、伝票類などの一般ごみ)は、地域のごみ集積所に排出することはできません。

それらのごみを排出する場合には、事業者自らが「クリーンポート・きぬ」に搬入するか、「クリーンポート・きぬ」の許可を受けた収集運搬業者に委託してください。

なお、処理困難物や法令で定められている産業廃棄物は、「クリーンポート・きぬ」に持ち込むことはできません。事業者自ら産業廃棄物として処理するか、産業廃棄物処理業者に委託してください。

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

## 集積所へのごみ出しは当日朝8時まで

各集積所への収集時間や収集ルートは、集積所の増減や当日の天候・ごみの量・交通状況などによって大きく変動することがあります。

市では、ごみの収集は、午前8時開始となっています。午前8時以降に集積所へごみを排出した場合には、回収されない場合があります。一度収集を完了した集積所に再度収集に行くことはできません。

集積所にごみを排出する場合は、必ず収集日当日の午前8時までに出示してください。ご理解ご協力をお願いします。

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

## 「元気いばらき就職面接会(水戸会場)」開催

若年者や離職などで求職中の方、就職氷河期世代の方を対象に、合同就職面接会を開催します。複数の企業の採用担当者と直接会い、就職に直結できるチャンスです。履歴書を複数枚持参の上、ぜひご参加ください。

- ◆日時 7月21日(水)午後1時30分～3時30分  
(受付 午後1時～)

- ◆場所 茨城県水戸合同庁舎 2階 大会議室  
[水戸市柵町1-3-1]

※来場は、公共交通機関をご利用ください(JR水戸駅南口から徒歩約10分)

※新型コロナウイルス感染症防止のため、当日は必ずマスク着用でご参加ください

- ◆対象者 若年者や離職などで求職中の方、就職氷河期世代の方  
※雇用保険の求職活動実績となります

問 いばらき就職支援センター  
☎029-233-1576 FAX 029-221-6031

## ごみ(廃棄物)の野外焼却は禁止

家庭ごみ、雑草、枝・葉、野菜くず、店舗や会社から出たごみを野外で燃やさないでください。野焼きを原因とした煙や臭いで近隣の方が迷惑し、たくさんの苦情が市に寄せられています。

野焼きは「廃棄物処理法」で一部の例外を除いて禁止されています。廃棄物の適切な処理にご理解ご協力をお願いします。

※屋外での煮炊きやバーベキュー、燻炭作りなどの際には、近隣住民の方にご配慮ください

問 市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833  
休日や夜間の場合  
110番または下妻警察署 ☎43-0110  
火災の危険がある場合  
119番または下妻消防署 ☎43-1551

## 不法投棄110番



産業廃棄物の不法投棄・焼却、不適正な土砂の盛土などを見かけたら、情報提供をお願いします。  
◎「県不法投棄110番」☎0120-536-380  
受付時間(平日)午前8時30分～午後5時15分  
(匿名の通報でも対応します)

問 県廃棄物規制課 ☎029-301-3033  
県西県民センター環境・保安課  
☎24-9127  
市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833  
◇休日や夜間の場合  
110番または下妻警察署 ☎43-0110

## 裁判所職員一般職試験 (裁判所事務官:高卒者区分)

- ◆1次試験
- ◇期日 9月12日(日)
- ◇試験種目 基礎能力試験(多肢選択式)、作文試験
- ◆2次試験
- ◇期日 10月中旬～10月下旬
- ◇試験種目 人物試験(個別面接)
- ◆申込受付期間
- ◇インターネット  
7月6日(火)午前10時～15日(木) ※受信有効
- ◇郵送 7月6日(火)～9日(金) ※消印有効
- ※郵送申し込みは、インターネット申し込みができない場合のみ利用してください
- ◎詳しくは、裁判所ホームページ(<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>)または裁判所で配布している受験案内をご覧ください。



問 水戸地方裁判所事務局 総務課 人事第一係  
☎029-224-8417  
FAX 43-1960(市秘書課)



発行◆下妻市役所 [〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地] 編集◆秘書課  
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代) FAX0296-43-4214(代)  
HP <http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>

## 市立図書館 開館カレンダー/7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 休館	6	7	8	9	10
11	12 休館	13	14	15	16	17
18	19 休館	20	21	22	23	24
25	26 休館	27	28 休館	29	30	31

※7月22日(木)・23日(金)は、祝日のため午後5時で閉館

※7月28日(水)は、館内整理日のため休館  
※新型コロナウイルス感染症の影響により開館・利用状況が変更となる場合があります

問 市立図書館 ☎43-8811 FAX 43-8855

## ふるさと博物館 開館カレンダー/7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 休館	6	7	8	9	10
11	12 休館	13	14	15	16	17
18	19 休館	20	21	22	23	24
25	26 休館	27	28	29	30	31

※新型コロナウイルス感染症の影響により開館・利用状況が変更となる場合があります

問 ふるさと博物館 ☎44-7111 FAX 44-7115

## 「ご利用ください、福祉の制度」内容訂正

6月10日に配布しました「ご利用ください、福祉の制度」の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

・10ページ【障害福祉サービス事業所】  
誤：夢工房あおぞら  
正：夢工房おおぞら

問 市福祉課 ☎43-8246 FAX 43-6750

## 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

この運動は、今年で71回を迎え、毎年7月を強調月間として、運動を推進しています。

家庭、職場、学校、地域社会が一体となって、地域に根差した幅広い活動を展開していく必要があります。安全・安心な地域づくりのため、ご理解ご協力をお願いします。

問 市福祉課 ☎43-8246 FAX 43-6750

## 茨城県立歴史館 企画展2(アーカイブズ展) 絵図・地図・アーカイブ図-描かれた茨城の都市と村-

空間を図的に表現する絵図や地図は、都市や村の歩みをたどるのに大変適した資料です。今回の展示では、色鮮やかに描かれた近世絵図から機能別に作製された近代までの古地図を紹介し、茨城の都市や村の歩みを測量技術の歴史とともに振り返ります。

◆開催時期 7月15日(木)～9月5日(日)

◆休館日 月曜日

◆開館時間 午前9時30分～午後5時  
※入館は、午後4時30分まで

◆入館料  
◇一般 350円(290円)  
◇満70歳以上 170円(140円)  
◇大学生 180円(140円)  
◇高校生以下 無料

※( )内は20人以上の団体料金  
※7月29日(木)は、満70歳以上の方無料

問 茨城県立歴史館  
☎029-225-4425  
FAX029-228-4277




## 7月13日(火)から「特定・基本健診」の予約受け付け開始

令和3年度の健診は予約制です。受診を希望する方は、予約方法を事前にご確認いただき、ご予約ください。「特定・基本健診」は、「結核・肺がん検診のみ」の方なども受けられます。



### ◆予約方法

1. 「特定・基本健診日程表」から、健診日・健診受付時間を決める。
2. 7月13日(火)以降にコールセンターに電話、またはインターネットにて予約する。

◇電話で予約する場合 ・コールセンター ☎0570-077-150 ※ナビダイヤルのため、通話料が発生します。通話料は、予約者本人の負担となります ※時間帯によっては、つながりにくい場合があります ・予約受付期間 7月13日(火)～15日(木) 各日 午前9時～午後5時	◇インターネットで予約する場合 【QRコード】  【健康診断・検診予約サイト】 HP <a href="https://kenko-link.org/">https://kenko-link.org/</a> ※予約サイトにアクセスし、事前に利用登録を済ませてから申し込みください。 ※通信料は、予約者本人の負担となります ・予約受付期間 7月13日(火)午前9時～16日(金)午後5時
予約受付期間以降については、市保健センターにお問い合わせください。	

◎次の検診が受けられます。

検診項目	対象者(令和4年3月31日時点の年齢)	自己負担額
特定健康診査	40～75歳未満(下妻市国保加入者)	1,500円
	40～75歳未満(社会保険被扶養者・保険者で、市の集団健診を受けることができる方) ※詳しくは、ご加入の社会保険組合にお問い合わせください	社会保険組合によって異なる
基本健康診査	39歳以下の方	1,500円
	75歳以上の方、後期高齢者医療保険加入者	無料
肺がん・結核検診	妊娠中および妊娠の可能性のある方以外	39歳以下 700円 40～64歳 300円 65歳以上 無料
前立腺がん検診	40歳以上男性	500円
肝炎ウイルス検査	40歳以上の未実施者	500円
大腸がん検診	30歳以上の方	300円

【特定・基本健診日程表 会場：市保健センター】

検査項目	健診日	地区割	健診受付時間
特定健康診査 基本健康診査 結核・肺がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 肝炎ウイルス検査	9月1日(水)	下妻戊・田町・本宿町・本城町・坂本新田・大木新田	・午前8時45分
	9月2日(木)	下妻甲・下妻丙・小野子町	・午前9時15分
	9月3日(金)	長塚・長塚乙・石の宮	・午前9時45分
	9月4日(土)	未受診者(全地区)	・午前10時15分
	9月7日(火)	下妻丁・砂沼新田	・午後0時45分
	9月8日(水)	下妻乙・下妻丙	・午後1時15分
	9月9日(木)	下妻乙	・午後1時45分
	9月10日(金)	夜間健診[未受診者(全地区)]	—

※9月10日(金)の夜間健診の健診受付開始時間は、午後3時45分～午後7時15分内の30分刻みの時間です  
※地区割はあくまでも目安です。対象地区での予約ができない場合は、他の日程でも予約ができます  
※新型コロナウイルス感染症の影響により、日程を変更または中止する場合があります

【大腸がん検診のみをご希望の方へ】

健診の際の予約は不要です。「特定・基本健診日程表」に記載されている健診日および健診受付時間内に持参ください。ご希望の方には、検査容器を郵送しますので、市保健センターまでご連絡ください。

問 市保健センター ☎43-1990 FAX 44-9744